

令和5年度第1回  
神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会

令和5年8月31日（木）

オンライン開催（Zoom）

## 開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第1回神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会を開催いたします。私は、本会議の事務局をしております、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課の浅岡と申します。議事までの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## あいさつ

(事務局)

それでは初めに、神奈川県健康医療局保健医療部長の埋橋部長からご挨拶がございます。

(事務局)

神奈川県健康医療局保健医療部長の埋橋でございます。本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から本県のギャンブル等依存症対策に多大なるご協力を頂きまして、重ねて御礼申し上げます。ギャンブルを含む依存症につきましては、いわゆる否認の病、ご本人が認めたがらない、分からないというようなことも多く、患者数の推移についてはなかなか正確な把握が難しいところですが、昨今のコロナ禍における生活や環境の変化によりまして、依存症のリスクが高まるといったことが指摘されております。ギャンブル等依存症もこの例外ではありませんので、恐らく患者さんの数が増えているのではないかと思われること、また、最近は公営競技におけるインターネット投票やオンラインカジノ、ゲームにおけるガチャ機能など、新たな課題への対応も必要な状況となっているところです。

こうした中、今年度は、令和3年3月に策定しました神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画の最終年度となりまして、来年度から始まる新たな計画に向けて改定が必要となっております。そのため、本協議会におきましても、今年度はこの計画の改定が中心になってくるかと思いますが、また委員の皆様から忌憚のないご意見を頂きまして、この改定作業を進めてまいりたいと思います。本県のギャンブル等依存症対策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは続いて、事務局から何点かご案内をさせていただきます。まず、本日は、議事録作成のため、Zoomの録音機能により発言を録音させていただいております。あらかじめご承知おきください。なお、本日は、傍聴される方が既にZoomミーティング

に参加されておりますので、委員の皆様におかれましては、その点ご承知おきください。また、傍聴される皆様には、会議を円滑に進行するために、事前にお渡ししております資料にお願い事をしておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。また、本日の議事録ですが、委員の皆様にご送付後にお送りしてご確認いただいた上で、本県の附属機関等の設置及び会議等の公開運営に関する要綱第9条に準じる形で、県のホームページに掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、事前にメールでもお送りしております資料を確認させていただきます。次第、委員名簿のほか、資料1と2、参考資料1から4となっておりますが、よろしいでしょうか。よろしければ次に進めさせていただきます。

続いて、委員の紹介をさせていただきます。本会議は、令和4年1月に委員改選をさせていただきましたが、その後、人事異動などにより委員に変更がございました。今年度は、11名の方に新たに委員を委嘱させていただいております。今年度の新任の方について、配付の名簿順にご紹介をさせていただきます。

公益社団法人神奈川県医師会理事、渡邊様。

横浜保護観察所統括保護観察官、太田様。

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターセンター長、菅原様。

神奈川県遊技場協同組合事務局長、山田様。

神奈川県川崎競馬組合副管理者兼事務局長、武川様。本日は代理として乃万様にご出席いただいております。

続いて、横浜市健康福祉局障害福祉保健部長、君和田様。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長、谷様。本日は代理出席で、塚田様にご出席いただいております。

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部長、鈴木様。

神奈川県町村保健衛生連絡協議会清川村保健福祉課長の伊本様。

県立学校長会議平塚農商高等学校長の河合様。

神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課長、太田様。本日は代理として大里様にご出席いただいております。

なお、本日の出欠状況ですが、29人中28名、欠席者1となっております。過半数を満たしておりますので、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 会長及び副会長の選出

(事務局)

続いて、令和4年1月に委員の改選を行い、令和4年度に開催した協議会は書面開催としたことから、3、会長及び副会長の選任に移らせていただきます。設置要綱第4条第2項により、本会議の会長は、構成員の互選により選出することとしております。委員の皆様からご推薦はございますか。ご意見等ある場合は、Zoomの挙手のリアクションをお願いいたします。

特に推薦がないようでしたら、事務局よりご提案をさせていただきたいと思っております。本年度は、県ギャンブル等依存症対策推進計画の改定が必要な年となっております。つきましては、計画を策定した前年に会長を務められ、国のギャンブル等依存症対策推進関係者会議においても会長を務められていらっしゃる、久里浜医療センター名誉院長・顧問の樋口委員に引き続き会長にご就任いただきたく存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

ご異議がないようですので、樋口委員に会長にご就任いただくことで決定いたしました。次に、副会長につきましては、設置要綱第4条第2項により、会長にご指名いただくこととなります。樋口会長、どなたかご指名いただけますでしょうか。

(樋口会長)

久里浜医療センターの樋口でございます。今期も本協議会の会長を務めさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。ただいま事務局から副会長の指名についてお話がございました。ギャンブル等依存症対策については、医療だけでなく多方面の連携が必要となります。そこで、法律の専門家であり、また、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会に所属されています、神奈川県弁護士会の松岡委員に引き続き副会長をお願いしたいと思います。松岡委員、いかがでしょうか。

(松岡委員)

神奈川県弁護士会の松岡です。樋口会長、ありがとうございます。承知しました。引き続き務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

樋口会長、松岡副会長、ありがとうございます。それでは、これより議事に移りますが、設置要綱に基づき、議事進行は樋口会長にお願いいたたく存じます。樋口会長、よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

それでは、始めたいと思っております。次第に沿って進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 議 事

### ○「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定に係る骨子案について

(資料1)

(樋口会長)

議題の「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定に係る骨子案について、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局より説明】

(樋口会長)

どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、Zoomで挙手のリアクションか画面上で挙手をお願いします。指名は私が全部見えませんので、事務局のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

(朝倉委員)

よろしくお願いいたします。質問ではなくて意見なのですが、よろしいでしょうか。提案というか。

(樋口会長)

どうぞよろしくお願いいたします。

(朝倉委員)

幾つかあるのですが、1つは、今回、公的な計画です。公的な計画の役割というのは、恐らく社会が自動的にそちらへ進んでいないものをサポートすると。そういった導くことが求められていると思います。その中で、最初に会議が始まる前に、依存症が否認の病といわれていてというお話がありましたが、まさにそのポイントを改善するためには、依存症を抱える方々が、自らセルフスティグマを持ってしまっているというのが大きな原因だと思います。ですから、自ら気づけるようにサポートすることは既にかなり社会でできていることなので、それよりも基本理念か、もしくは何かしらの重要なポイントのところ、**「社会のスティグマを是正し、回復できる社会づくり」**みたいな文言があるといいのではないかと思います。また、委員の中に小林桜児先生がいらっしゃるのですが、その文言の中に、**「信頼障害仮説に基づく発症予防」**みたいなものもあっていいのではないかとふと思いました。あと、基本的にはスティグマを解消することで、依存症を抱える方々が、ご自身の依存症の問題をオープンにして、ご自身が回復に取り組める社会づくりこそが、行政の計画があってはじめてできることで、これは計画なしに医

療現場やピア支援者が個人で幾ら頑張ってもできないことなので、その辺を盛り込んでいただければと思います。この点については依存症の発生・進行の予防にも影響することかと思えます。

次に、目標件数についてのご提案で、こちらは実施可能なものかちょっと分からないですが、相談件数を増やすということは、目標として挙げられるのではないかと思います。相談件数というのは、精神保健センター等の決まった行政機関のみではなくて、できれば回復施設であったり、病院であったり、あとは公営競技も実際は相談事業をやっていることになっています。ただ、相談者からのアクセスが非常に少ないと聞いていますので、そこへアクセスを促す試みをしていただくためにも、公営競技の相談件数も計画に盛り込めるといいのではないかと考えました。相談件数が増えていることは、スティグマを減らす結果として評価できるのではないかと考えています。

あとは、患者数という言葉がずっと出ているのですが、依存症の回復は、特にギャンブル等依存に関しては、体の影響とか心身への大きな問題以上に、借金とかそういったものがメインに出てくるので、医療機関なしに回復されている方も非常にたくさんいます。そこのところを考えると、自助グループへの紹介人数や参加人数というのは非常に大きなポイントになるのではないかと思います。実際、可能なのか分かりませんが、関連犯罪件数や、破産申請者を司法や法律関係の支援職が医療や回復施設もしくは自助グループに紹介したという報告の人数も目標になるでしょう。あとは、考えようによっては自助グループの推計参加人数ですね。神奈川県は自助グループの数が非常に多いのですが、自助グループの多くはオープンミーティングになっています。ですので、定点観測でオープンミーティングへ実際にどなたかに行っていただいて、その際の人数を把握してもらうことというのができるのではないかと考えています。これは自助グループにも確認しなければいけませんが、大体どれぐらいの人数がいるというのが分かれば、定点観測である期間でどれぐらい参加している場合、推計として年間どれぐらい来ているだろうという推計が取れるのではないかと考えます。実際、参加人数が多くなるというのを目標にすることももしかしたら、現時点で今そもそも何人出ているか分からないので調査して、次の機会にでも目標設定にできるのではないかと考えた次第です。

実際に実施不可能なこともあるかと思いますが、以上が聞いていて感じた意見です。ありがとうございました。

(樋口会長)

幾つかのご提案を頂きました。ありがとうございます。事務局から何か今の話についてコメントはございますか。

(事務局)

事務局の精神保健医療担当課長の渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。朝倉委員、ありがとうございました。まず、おっしゃっていたスティグマの部分、社会づ

くりなどの部分に関しては、基本、例えば理念がいいのか基本方針がいいのかというところはございますけれども、何かそういったような要素を理念や方針の中でうまく反映できるようなことがないのか、できるかどうかということは検討させていただいて、また次回の素案のところでは皆様のご意見を伺えればと思っております。

また、目標値の部分も具体的なお提案を頂いてありがとうございます。相談件数ですとか、先ほどおっしゃっていた自助グループの参加とか紹介の人数というところで、現状の数字の把握の仕方も含めて、また私どものほうで検討させていただいて、また、今日ご参加の委員の方でそういった関係されているところにも、また具体的な数字の把握などでご協力を頂くかもしれません。この点も次の素案作成に向けて参考にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかはいかがでございましょうか。松岡委員、よろしくお願いたします。

(松岡副会長)

神奈川県弁護士会の松岡です。私というか、日弁連のほうで今すごく問題になっているのは、オンラインカジノとインターネットとかを使った、スマホ一本で簡単に公営ギャンブルができて、中には携帯のキャリア決済みたいな簡単な決済で買えるギャンブルがあるのです。そうなってくると、この前、私が担当した事件というか破産の被害者の方なのですが、まず、インターネットで競馬をやられていて、その後、競輪をやられて、何で競輪が変わったのと言ったら、キャリア決済ができるからと。競馬だと口座で引き落としされるから、口座に残高がないとできないけれども、キャリア決済であれば借金ですよね。それで、金がなくてもできるからという説明をされた方もいらっしゃる。今このオンラインカジノは違法だと警察庁も広報していますし、オンラインカジノ自体が単純賭博罪で違法だというのは全面的に押し出して広報すべきだと思います。

あと、インターネット関係のスマホを使っての公営ギャンブル、ここをどう広報するかという話で、今、破産事件をやっている、それでの借金の方が非常に増えていらっしゃるという肌感覚があります。今はまだ考えがまとまっていませんが、計画案をつくるときに注意喚起をするのか、何かしらその部分というのは含めたいと思って、皆さんも意見があれば、その辺を皆さんと協力しながらこの骨子案に入れていきたいと思っています。私からは以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。非常に重要な指摘で、現場でひしひしと感じていますよね。オンラインのギャンブルによる依存の方々が増えていて、対応がかなり難しくなっているということがありますので、これについてはやはり非常に大事な話だと思います。中でもう少し練っていけるといいと思います。

(朝倉委員)

今の松岡委員のお話は、インターネットギャンブルは実際に危険性が広報されているけれども、むしろ合法である公営事業のインターネット投票のほうが、バックに公的なものがあるのもあってあまり広報されていないというのを問題視されていると。そういうことでよろしいでしょうか。

(松岡副会長)

オンラインカジノのほうも、オンラインカジノのホームページを見ると、違法ではないと言っています。法律的な立てつけとして、賭博場開帳図利罪といって、賭博場を開く側と、単純にそこに参加して賭博する人間というのが必要的な、両方処罰されないと処罰されないんだと。簡単に言うと、賭博場を開いている人が処罰されないと、単純に賭博した人は処罰されないという理屈づけで説明されているオンラインカジノのホームページがあります。そうなってくると、海外にオンラインカジノを開いてインターネットでアクセスして賭博をすると、それは犯罪にはなりませんみたいな広報がされている場合があります。なので、そうではないですよ。単純に日本からアクセスしたら日本法が適用されるのだから、それは賭博罪ですという広報をきっちりとする必要性はそっちもあると思います。

あと、インターネットのほうは、確かに個人の意思でやられているいろいろあるのですが、ただ、買いやすくなっているところが問題なのではないかと。足を運ばなくても、スマホ一本で家から買えると。そこが問題なので、どのような注意喚起をするかは私もまだまとまっていませんが、その注意喚起は必要なのではないかと思っています。そういうことです。

(樋口会長)

今のように、オンラインカジノの話が一つありますよね。要するに、海外にアクセスしても日本の中であれば違法になっているわけですが、そういうことを知らない方が世の中にはたくさんいらっしゃるということですよ。あともう一つは、公営ギャンブルのオンライン化というのが、特にCOVIDのパンデミックの後、急激に割合が増えてきていて、今かなりの割合でオンライン投票が行われています。今、松岡委員がおっしゃったとおり、スマホだといつでもどこでもできるという非常にギャンブルしやすい状況になっていて、依存のリスクを上げている可能性が非常に高いわけです。だから、2つを分けて考えていかないといけないのではないかとということで、朝倉委員のご指摘は恐らくそういう話ですよ。

(朝倉委員)

そうですね。あと、公営競技のインターネット投票というもの自体にリスクがあるということは、ほぼ公に広報されていないので。その一方で、インターネットカジノに関しては違法性があるみたいな広報は多少されているのですが、そもそも実際に捕まる人



はほぼいないと。なので、捕まらないものを違法だと幾ら広報しても、あまり効果がないのではないかと。捕まるものでも実際、違法薬物とか刑が重くないものは幾らでも皆さん手を出すわけなので、むしろ、それよりものめり込んだ際の危険性を公に広報するほうが、違法か違法ではないかとかそういったことを議論するよりも、どちらについても危険性を公に広報するというのは結構大事なことなのではないかと個人的には感じております。

(樋口会長)

ありがとうございます。

(松岡副会長)

危険性を広報するというのは、私も異論はありません。そうだと思います。

(樋口会長)

私の記憶が正しければ、オンラインカジノで実際に警察に捕まった人は、非常に少なかったと思います。なので、今の朝倉委員の話は確かにそうなのだろうなという感じはいたします。お願いします。

(小林委員)

精神医療センターの小林です。ちょうど今週、私の初診の患者さんで、オンラインの大リーグ賭博、大リーグのチームの勝敗に賭けるといふのはまった超一流大学の男子大学生がいて、両親もきょうだいも全員超一流大学の、一見するとエリート家族なのですが、単純に彼女と同棲するための一人暮らしの資金を親が出してくれないから自力で何とかしたいと。そんな短絡的な理由で、たまたまネットサーフィンをしていたら、インターネット広告でその大リーグ賭博のサイトに誘導されて、やってみたら面白いなと。自分も戦力分析をして結果を当てるのが楽しかったなんて言っているわけです。その人は、ほかは何の賭博もなく、それだけの単一のギャンブルで、わずか1年もたたないうちに数百万の借金をこさえて、こちらの外来にいらしているわけです。そういった意味では、インターネット広告で、恐らく海外に本拠を置いている大リーグ賭博みたいなものに簡単にアクセスできる現状があるということに関する何らかの調査と対策が必要だと思います。ご家族なんかの話を聞いていても、そういった問題があったときに、それがそもそもどんな問題で誰に相談してどういうルートでということに関する混乱がまだまだありました。

そういった意味では、数値目標というのは、簡単に患者さんの改善とかを評価しづらいとか、短期的には難しいと思うので、やはり朝倉委員がおっしゃっているように、いかに最低限の、必要な人に必要な初期知識、初期対応の情報をどれだけ届けられるかという啓蒙の問題と、先ほどB判定以下の未達成の理由として、なかなか依存症まで踏み込める研修が少ないなんていう記載がありましたけれども、そこを改善して行って、特にそういった、例えば大学生の保健管理センターなんかもそうかもしれませんし、

様々なハイリスクの対象にアクセスする可能性の高い人たち、そのポピュレーションに、どのように適切に初期対応に必要な知識を届けていくかということ。それと、患者さんや家族がどれだけ相談にアクセスできたかという、その相談数は、少なくとも短期的な評価としては有効なのではないかと感じております。

(樋口会長)

ありがとうございます。小林委員は、中で調査の話をしていましたよね。これについてももう少し詳しくお話いただけますか。

(小林委員)

我々もなかなか、個人的にはギャンブルにそんなに興味があるわけではないので、ネットでそのように調べているわけではないんですね。ただ、患者さんから聞いて、そんなふうなネット広告があって、そういうふうアクセスができるんだと、逆に患者さんから知ったという部分がありますので、場合によっては今現在、日本国民や神奈川県民がさらされている、そういったネット広告を経由した様々なオンライン賭博への暴露状況みたいなものを、悉皆調査ではないですが、かなりアクセスの大きいポータルサイトから始まって、様々なネット上の調査をするべきなのではないかと思いました。それが1つの調査です。

あと、今回私がたまたま経験したケースもそうですが、単純にギャンブルの行為だけが止まる止まらない話では終わらなくて、本人も、診察していく中で、今は実はギャンブルは収まっていて欲求も全然ないんですと。ただ、その背景にある虚無感みたいなものが自分は今、テーマとしてすごく興味があるんですとおっしゃっていて、そこにむしろ焦点を当てたほうが治療継続性につながりやすく、本人の通院への動機づけにもなりやすいです。だから、どうしても私たちは表面的な、ギャンブルをやるやらないの話に終止しがちなのですが、患者さん一人一人のその裏の精神病理まで含めた関わり方をしていかないと、なかなか継続的に治療や相談に乗ってもらえるような動機づけにはつながらないだろうというところがありますので、様々なメンタルヘルスの問題と密接に結びついてくるんだというところの啓蒙も必要なだろうと考えております。

(樋口会長)

事務局から何か今のような話、特にオンラインの投票、オンラインカジノ、それにまつわるインターネット上の様々な行動に関する話でしたが、何かございますか。

(事務局)

改めて、精神保健医療担当課長の渡邊でございます。委員の皆様からのご指摘のとおり、この部分というのは非常に大きな問題だと県でも考えております。ですので、今おっしゃっていたような啓蒙という部分は、もちろん計画にも盛り込みたいと考えております。また、具体的にさらに啓蒙の中身をどうやっていくのかというところは、また皆様のご意見も伺いながら、私どもも議会の答弁で、当事者目線での広報というようなこ

とも言っていますので、先ほど小林委員のおっしゃった、ある程度具体的なケースなどをお示ししながら広報すれば、より県民の皆様にも自分事として捉えていただけるというような部分もあるかと思っておりますので、そういったところも工夫していきたいと思っています。また、なかなか実態が分からないという部分も正直ございますので、こういったところの把握の方法なども検討してまいりたいと思っております。あと、違法なものとそうでないものというところは少し整理して、どういう広報が必要なのか。特に違法な部分に関しては、こういった健康医療の施策というよりは、どちらかという取締りというお話にもなってきます。このあたりは国の基本計画でも、違法な賭博事犯の取締りなんていうことが盛り込まれておりますので、県の計画の中では県警の方のご意見も伺いながら、そういった取組を入れられるかどうかというところは考えていきたいと思っています。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかに何かございますか。

(朝倉委員)

取締りについてなのですが、神奈川に限らず人の多い地域というのは、昔から違法賭博というのはいろいろな場所にあるわけです。実際にどこでやっているか住民の誰もが知っていて取り締まれないというのは、ずっと昔からあるものなので、なかなかこういう計画の中で現状を変えるというのは、若干ファンタジーな気はします。ですので、どちらかという、違法な賭博にも、県民みんながアクセスできる状況にあることを啓発していくというのが非常に大切なのではないかと思います。私もどこでやっているかと聞かれば言えてしまいますし、警察の方も恐らく知っているのではないかと思います。それは分かりません。もしかしたら知らないかもしれないですけども。後半は、半分本気ですが、冗談だと思っていただいて。ただ、実際は危険性のほうをご説明するほうがずっと大切だと私は思っています。

(樋口会長)

ありがとうございました。いろいろな方のご意見をお聞きしたいのですが、時間がありますので、ご意見・ご質問は手短にお願いします。それでは、岡崎委員でしょうか。よろしく願いいたします。

(岡崎委員)

今の啓発の話ですが、これはぜひ数値目標として、どんな啓発をどのくらいやったのか、あるいはアクセス数ですとか、そういうものは数値化しやすいものだと思いますので、これを一つ、数値目標の中に盛り込んでいくのは非常にいいことではないかと思いました。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

(山田委員)

こんにちは。遊技場組合の山田です。参考ですが、昨年パチンコ店の駐車場で、お客さんのボンネットのところに違法カジノの広告を挟み込まれたという事案がありました。そこで、警察庁からポスターを取り寄せて、そういうものは違法であるということをホール内でPRして、何とかパチンコ店のお客さんがそういうことに巻き込まれないようにということで、対策をいたしました。参考でございますが、結構身近になっているということは、パチンコ業界でも感じています。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

前に進んでよろしいですか。非常に貴重な意見をありがとうございました。特にオンラインに関しては、今、非常に大きな問題なので、いろいろな意見を頂いてとても参考になると思います。ありがとうございました。

それでは、結構修正が必要だと思います。なので、事務局でご検討の上、改めて各委員に確認いただくような形になるのではないかと思います。事務局、そのような理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

精神保健医療担当課長でございます。今回、皆様にお諮りしている部分は、計画の骨子案ということで、いわゆる見出しの項目の部分になります。具体的には、資料の23ページから24ページの部分ということになります。今頂いたご意見は、見出しのレベルでは反映できることかと思っています。例えば啓発のことであるとか目標、具体的にどういこうものを置くかというところは、次の段階の計画素案の中で改めて県からお示ししてお諮りできればと思いますので、今回の柱立ての部分はご了解いただけたというようなことでお願いできればと思います。

(樋口会長)

分かりました。今回の話は大きな柱立ての話ですね。なので、今頂いた意見の中に入れていくのは、次の具体的に中身をつくっていく時の話ということだと思います。それでは、大きな枠組みについては、原案でよろしゅうございますか。もし問題なければ、そのまま前に進めていきたいと思っています。

(異議なし)

(樋口会長)

それでは、そういたします。よろしくお願いたします。

## 報告事項

### ○本県の依存症対策について

(樋口会長)

続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局より説明】

(樋口会長)

ありがとうございました。神奈川県における依存症対策について、概要を説明いただきました。それでは、質疑に入りたいと思います。先ほどと同じように、今の事務局の説明にご意見・ご質問等ございましたら、Zoomで挙手いただくか、そのようなことでお願いします。また事務局からご指名いただければと思います。よろしくお願いします。ご質問はございますか。

それでは、質問が出るまで私から1つだけ質問したいのですが、依存症の相談というのはすごく大事だと思います。先ほどの精神保健福祉センターに対する相談を見ますと、全部で280件ぐらいですよ。最も直近で令和4年度でしたかね。神奈川には県以外にも横浜市とか川崎市とかいろいろあると思いますが、相談の数を見てみますと、先ほどの県の場合には、やや下がり気味な感じです。厚労省のデータでは、日本全体で見るとギャンブルの相談件数はやや上がり気味で、アルコールや薬物の相談件数より多いと記憶しています。先ほどの意見でも相談件数がすごく大事だという話がありましたけれども、そのあたりについて何か具体的に相談件数を増やしていくような、あるいは相談拠点の見える化みたいなことをさらに進めていくような、そんな話とかはあるのでしょうか。

(事務局)

精神保健福祉センター相談課の石井と申します。今、相談についてのご質問を頂いたのですが、相談としましては今、電話相談と面接相談ということをやっている中で、今年度から電話相談を1回線増やし、少し幅を広げられないだろうかということをやっています。ギャンブルに関して具体的にこういうことをすればというところに特化したものはないのですが、チャンネルを増やして少し増えてくれないかと思いつながらやっているのが現状でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。困っている方々がどこに相談していいか分からないという現状があるのではないかと思います。ギャンブルはもちろんそうですし、特にゲームな

んかの場合には、ゲームの相談を精神保健福祉センターにと思いつかない方が結構いらっしゃるのではないかと思います。ですから、広報か何かでぜひ一般の方々にチャンネルを増やすのと同時に、見える化を図っていただくと大変助かりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

井上委員、お願ひします。

(井上委員)

お願ひします。井上です。実際に県の面接相談をやっているのですが、やはりギャンブルでは、先ほど出ていましたオンラインの携帯電話の投票みたいなのがすごく多いです。大体は家族の相談なのですが、実際にパチンコ屋さんに行くとか競馬場に行くとかそういうことではないので、気がつかない方が多いです。借金がすごく増えてから来るみたいな方が多いのと、あとはFXの相談とかも結構あります。ギャンブルの方は若い方が多くて、病気だとはあまり思っていないので、来られても病院に行つて治そうとか、何かやろうという気があまりないのです。こちらとしては一応病院とかも紹介するのですが、なかなかそちらにつながらないということがあります。自助グループには一応紹介して結構つながったり、ギャンブルの家族会もつながったりされる方は多いのですが、医療につながるということはあまりないように思われます。

相談はあまりなく、どうしても県の場合、県域の方となると、割合、横浜市からの電話が多くて、横浜市に行つてくださいとか、川崎に行つてくださいとなるので、あまりそんなに増えていない感じがします。ありがとうございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(塚田代理)

川崎市精神保健課の塚田でございます。先ほどギャンブルの相談というお話を頂きました。川崎市につきましては、ギャンブルですので背景が複雑でもろもろあると思ひますけれども、ギャンブルのニーズが表面化した相談ニーズについては、やはり若干ではあります。増えている状況でございます。これは電話につきましても、面談につきましても、あと、こころの電話相談の中でギャンブルのニーズが表面化したものについても、数値が徐々に上がつている状況でございます。もう一つ、依存症の相談拠点のベースアップ、底上げというところがございましたけれども、本市につきましては専門医療機関が未設置ですので、今進めておりますのは、回復施設ですとか医療機関、司法機関とのネットワークの体制を強化しまして、依存症支援の底上げを、相談拠点と一緒に連携しながら地域の実現を進めていくという状況で進めているところでございます。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでございますか。委員の方々、ご質問等ございましたらどうぞ。

(植松委員)

神奈川県司法書士会の植松です。よろしく申し上げます。先ほど精神保健福祉センターの井上先生からのお話で、若い人からの相談が多いということを伺いました。司法書士としても債務整理のご相談を受けたり、あと、幾つかお付き合いのある回復施設の方々とお話をしている、今、若い方のギャンブル依存に関するご相談がすごく多いと伺っています。実際、債務整理を受ける方も若い方が多くて、先ほどからも携帯で課金をしたり、お金の問題も携帯を使うことによって、より安易に失敗もしやすくなっているというところで、肌として個人的に実感していたところを、いろいろなところでやはりそうなんだと確認させていただいている次第です。

あと、若い方たちが相談に来づらいとか、私たちも実際につなぎづらい。お話を伺っていると、ギャンブルだけが問題ではなくて、もともといろいろな問題を抱えていらっしゃる、その不具合の一つとしてギャンブル等、ゲームだったりとか、そこにお金をいっぱい使ってしまったら、ただ、そもそも仕事も全然うまくいっていないし、恐らくはもしかしたら、人によっては発達の問題だったりとか、メンタルヘルスの問題、家族の問題、いろいろある中、例えば就労にしても、若い方でしたら若者サポートステーションとかに相談して、その方らしく仕事を探すのがいいのではないかと一緒に話してみたとしても、今は仕事もネットでいろいろなサイトがあっという間に仕事が見つかるので、場合によっては自分に合わないような仕事だったりするけれども見つけてしまって、リアルな相談に本当につなぎづらいと日頃感じています。だから、このギャンブルの問題にしても、いかにそのあたりを相談しやすくしていくのか。そういう中で若者の自殺も増えていきますし、そこも、ギャンブルの問題にしても、若者の支援というか、どう支えていくかというところを考える視点も入れていただければいいなと思っています。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。貴重な意見をありがとうございました。そのほかいかがでございますか。朝倉委員、お願いします。

(朝倉委員)

ありがとうございます。若い方のギャンブルの問題が増えている。それは実際そうなのですが、逆に言えば、若いうちにアクセスできるようになっているとも言えるような気がします。以前より早くギャンブルの問題がひどくなれるということです。オンライン投票であるとか、いわゆる射幸心をパチンコとかよりも非常にあおり、かつ、高額なお金を賭けられることで早い段階で底つきするので、早く支援につながっている点も感

じられます。かつ、いわゆるギャンブルを中心にした生活という時間が短い分、介入時間が比較的早く、短い簡易なもので普通の生活に戻れる方も非常に増えているような気がします。ですので、初期介入として医療、病院に行って病気として扱う以上に、恐らく生活相談としての扱いをしっかりとっていくことで、実はかなりうまくいくのではないかと実は思っています。ですので、先ほど井上さんから病院につながってくれないというお話があったのですが、病院につながらなくても何とかなる方もいるのではないかと思います。

その一方で、これをどのように計画に生かすかというところは非常に難しいところですが、病気であるから数少ない医療資源で支えるというよりも、ギャンブルを生活の問題として、様々な分野の方が関わるみたいなところに落とし込めるといいのではないかと。ごめんなさい、私も意見はまとまっていないのですが、何かしら、病気なので最終的に数少ない専門医療機関につなぎましょうではない形をつくれるといいのではないかと思います。かつ、だからこそ、医療が必要となる前の段階で予防、未然に防ぐというところにも重点を置くということになるのだと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかはいかがですか。よろしいですか。ちょうど時間的にもこのくらいだと思いますので、先に参りたいと思います。報告事項については以上とさせていただきますが、大丈夫でしょうか。どなたか手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。



## その他

(樋口会長)

それでは、その次の項目です。その他として、皆様から何かございますか。意見等を頂ければと思いますが、いかがでしょう。

(事務局)

事務局でございます。こちらでご紹介させていただこうと思いますが、参考資料4として、日本貸金業協会相談センターさんから資料をご提供いただいております。差し支えなければ、貸金業協会の菅原委員からご紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(菅原委員)

日本貸金業協会の菅原でございます。今ご紹介いただきましたミニパンフレットですが、当協会は平成19年に、貸金業法に基づく自主規制機関ということで、内閣総理大臣の認可で設立した機関でございます。目的としては、資金需要者の利益を図り、貸金業の適正な運営に資することと、貸金業法ではこのように規定されています。その中で当協会では、いわゆる多重財務問題について、未然防止と再発防止、こういったことに関係団体と連携しながら取り組んでいるということですが、この中で未然防止として、金融経済知識の普及や啓発のために、学校や各団体等に講師を派遣する出前講座ですとか、啓発教材の制作、配布等で、金融トラブル防止に取り組んでいます。

一方で、多重財務の再発防止策ということで、今日お示ししています資金需要者の立場に立った貸付自粛制度の運用ですとか、生活再建支援カウンセリング、こういったことを行っています。ギャンブル依存症の方々と多重財務問題というのは切っても切れない問題ということで、この貸付自粛制度につきましても、本人が当協会に貸付けの自粛を申告していただくということになります。業者側は法律で必ず、この方はどこで幾ら借りているというのを個人信用情報機関で調べて貸付けの検査をすることになっているのですが、この個人信用機関に貸付自粛という自粛情報が登録されることで、本人がお金を借りたいといったときに、消費者金融ですとかクレジット会社、銀行のカードローンなどの借入を一定期間制限できるという制度でございます。本人が借りないことを自ら宣言し、貸付自粛登録をすることで、悪い習慣、またギャンブルに行きそうだということで、お金を借りたいというのを断ち切るきっかけの一つとして利用されている方も増えてきております。詳しくは当協会のホームページをご覧いただければご理解いただけると思いますが、もしご希望があってお問合せいただければ、このパンフレットや資料などをお送りすることもできますので、ぜひ参考にさせていただいて、よろしく願っています。以上です。

(樋口会長)

菅原委員、貴重な情報をありがとうございました。そのほかいかがでございますか。

(朝倉委員)

今の話で、貸付金自粛願制度ですが、患者さんでも、あと、私は相模原市でも相談をやっていますが、そちらでも知っている方が非常に少ないのが現状です。10人いたら1人ぐらいしか知らないという現状です。この制度を知っているだけでもかなり問題を解決できる方がいるのではないかと思いますので、県民への周知をお願いしたいです。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。

(事務局)

事務局からご連絡したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。改めて精神保健医療担当課長でございます。2点ご連絡させていただければと思います。まず1点目は、皆様の委員の任期についてでございます。先ほどもお話がありまして、令和4年1月に皆様、今期の委員をお願いさせていただいております。委員の任期が2年間ということになっておりまして、通常2年ということで行きますと、来年の1月の半ばに皆様の任期が終わるという形になるのですが、先ほど来ご議論いただいております改定計画につきましては来年の3月の改定を予定しておりまして、まだ1月の段階では素案をご議論いただいて、その後の具体的な計画案を議論している途中で交代という形になってしまうこととなります。ですので、現委員の皆様におかれましては、よろしければ今回の委員の任期を少し延長させていただいて、今回の改定計画の改定のところまでは今のメンバーでご議論いただければと思っておりますので、ぜひそういった形でお願いできればと思っております。

(樋口会長)

具体的にはいつまでですか。

(事務局)

そのあたりはまた検討させていただければと思います。3月末というのも一つあるのですが、4月に人事異動という組織もあるかと思います。委員によっては団体からご推薦いただいているというところもございますので、そういった手続を考えると、例えば5月末であるとか、そういったタイミングのほうがよろしいのではないかと考えております。そのあたりはまた改めてこちらからお知らせをさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

(樋口会長)

ありがとうございます。

(事務局)

それからあと、もう一点でございますが、今日は皆様にギャンブル等依存症対策推進

計画をご議論いただきました。先ほど報告事項で、県の依存症の取組ということでもお話しさせていただいたのですが、依存症の対策というのは、ギャンブル等依存症だけでなく、アルコール依存症を含むアルコール健康障害ともかなり共通する部分があるのが実態でございます。ですので、今回はギャンブルとアルコールの計画それぞれ改定していく、アルコールのほうは改定しておりますけれども、いずれこういったものを一本化するようなことも視野に入れて、県のほうでは少し考えたいと思っております。ただ、課題としましては、そもそも根拠になる法律が異なることであったり、あと、その法律の中で見直しの期間というのが規定されているのですが、ギャンブルのほうは3年で、アルコールのほうは5年間であると。また、そもそも県の保健医療政策について定めている保健医療計画というのがあるのですが、こちらが6年間の計画であったりというようなところで、そのあたりの計画期間がばらばらになっています。また、それぞれ国の基本計画も改定の時期がそろっていなかったりというようなところもございますので、そのあたりもどんな整理ができるのか考えながら、また皆様にもお諮りして、そういった形でできないかということは検討させていただければと思っています。その点はあらかじめご承知おきいただければと思います。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。事務局のほうはどなたか手を挙げていらっしゃいますか。

(事務局)

特に挙手されている方はいらっしゃいません。

(樋口会長)

ありがとうございます。それでは、以上で本日の議事は終了となっております。委員の皆様、遅くまで、しかもオンラインでありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 閉 会

(事務局)

樋口会長、ありがとうございました。また、皆様、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。次回の会議は、先ほどもお話があったかと思いますが、令和5年11月を予定しております。なお、ここで事務局からお知らせをさせていただきます。

本日の協議会にご出席いただきました委員の中で、謝礼の対象となっている委員につきましては、今後、事務局からご連絡させていただきますので、口座情報の提出等、ご協力いただければと思います。また、本日の議事録につきましては、本日の音声データを基に今後、議事録の案を作成させていただきますので、また委員の皆様にも内容の照会をさせていただきますので、そちらの回答についてもご協力をお願いいたします。以上でございます。

それでは、これで会議を終了したいと思います。本日はお忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。